

労審発第 1767 号  
令和 8 年 3 月 27 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和 8 年 3 月 26 日付け厚生労働省発職 0326 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和8年3月27日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令案要綱」について

令和8年3月26日付け厚生労働省発職 0326 第3号をもって労働政策審議会  
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

令和8年3月26日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

分科会長 植村 京子

「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和8年3月26日付け厚生労働省発職0326第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案はおおむね妥当と認める。

令和8年3月27日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会 人材開発分科会

分科会長 武石 恵美子

「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和8年3月26日付け厚生労働省発職0326第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。